

議案第97号

西脇市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について

西脇市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例を次のように定める。

令和2年11月30日

西脇市長 片山象三

(理由)

西脇市病院事業に管理者を配置するに際し、管理者の給与及び旅費を定める必要があるため。

西脇市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の給与及び旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 管理者の給与は、給料、特殊勤務手当及び期末手当とする。

(給料)

第3条 管理者の給料の月額は、750,000円とする。

(特殊勤務手当)

第4条 特殊勤務手当の支給については、西脇市病院事業職員の給与に関する規程（令和2年西脇市病院事業管理規程第23号）の適用を受ける職員の例による。

(期末手当)

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する管理者に対して、西脇市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年西脇市条例第50号。以下「給与条例」という。）に規定する期末手当の支給日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した管理者についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した管理者にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において管理者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

4 給与条例第30条及び第31条の規定は、管理者の期末手当の支給について準用する。

(旅費)

第6条 管理者が公務のため旅行するときは、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費については、西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年西脇市条例第47号）別表に

定める額とする。

- 3 前項に定めるもののほか、管理者に支給する旅費については、一般職の職員の例による。

(給与の支払方法)

第7条 給与の支払方法については、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。